

発議第 1 号

令和 8 年 9 月 2 9 日

淡路市議会議長

田尾 成 様

提出者	淡路市議会議員	石岡 義恒
		鎌塚 聡
		粂谷 宏
		西村 秀一

議案第 5 5 号 淡路市淡路ワールドパーク ONOKORO の設置及び管理に関する
条例を廃止する条例制定の件に対する附帯決議の件

上記の議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

議案第 5 5 号 淡路ワールドパーク ONOKORO の設置及び管理に関する条例を廃止する 条例制定の件に対する附帯決議

令和 8 年 9 月議会に提出された議案第 5 5 号 淡路ワールドパーク ONOKORO の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件は、市の条例を廃止することで遊園施設を廃止することになる。

市当局は平成 2 4 年に、県が今後この施設の展望が明確でないという位置付けだったため、地域経済への波及効果や雇用面などに鑑み市が県企業庁より施設を借り受け管理する事を選択した。しかし、この度は、施設の老朽化による今後の維持管理費や投資によっても回収の見込みがないとの判断などで事業を廃止する結論に至ったわけだが、地域経済に少なからぬ影響がでることは否めない。この施設の廃止にともない失職、転職などを余儀なくされる従業員が出た場合、労働基準法・労働契約法・各種個別で定められた諸手続きが適切に行われ、従業員の生活と権利が最大限守られるように市として指定管理者に対し指導することが、公の施設の設置者として道義的に求められる。

また、公の施設の設置者として設備投資をしても投資回収できないこと、また民間の指定管理者の運営でも賃料減免なしには収支が成り立たないことも事業を廃止するに至ったという要因を考えると、仮に売却で事業を継続する会社がでてきたとしても、経営が困難となることも予想される。今後の県企業庁の施設及び土地利用の方向次第では、市への負の影響がでることが懸念される。

よって、市当局においては、次の事項について適切に対応するよう求める。

記

- 1 淡路ワールドパーク ONOKORO の廃止に伴う雇用、観光及び地域経済への影響を十分に把握するとともに、必要に応じて県企業庁及び関係機関と連携し、その影響の軽減に努めること。
- 2 廃止後の土地及び施設については、県企業庁と十分な情報共有及び協議を行い、雇用の創出、観光振興及び地域経済の活性化など、淡路市及び淡路地域の持続的な発展につながる有効活用が図られるよう働きかけること
- 3 今後、県企業庁から土地及び施設の利用、処分等について具体的な方針が示された場合には、市民及び議会に対して適切な情報共有に努めること。

以上、決議する